

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第3回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第118号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）

資料1 議案第118号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）

資料2 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の概要

資料3 新旧対照表

令和6年8月29日

健康福祉局

議案第 1 1 8 号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）

1 改正する条例

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

2 改正の主な内容

届出、手続等に際して、必要な電子データ等について特定の記録媒体により提出することを求める規制を見直すもの

3 施行期日

公布の日から施行

令和6年第3回定例会 議案第118号 「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」の概要

1 経緯

本市では、「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定し、手順のオンライン化をはじめ、デジタル化の取組を国施策と連動しながら、進めているところです。

この度、国において法令改正等、**デジタル化を妨げる「アナログ規制」の見直し**が順次進められており、デジタル化の取組のさらなる拡大が可能となりました。

※国のアナログ規制見直しのイメージ（令和5年6月法改正）
「書面掲示」規制（標識、利用料金等の掲示）

【現行】

事業所等での書面の掲示



【改正後】

インターネット
による閲覧を可能に



利用者保護や利便性、
デジタルデバイドへの配慮
の観点から、書面による
掲示も維持



（地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】（デジタル庁）より抜粋）

※アナログ規制とは、「紙・人の介在」の要求等によりデジタル技術の活用による**省力化・合理化等を妨げる規制**を指し、下記のとおり項目出されています。

規制項目	内容
目視	現地に赴き目視での検査等を求める規制
実地監査	現地に赴き書類・建物等の確認を求める規制
定期検査・点検	一定の頻度での検査・測定等を求める規制
常駐・専任	現場への常駐や、専ら従事することを求める規制
対面講習	国家資格等の講習の対面での受講を求める規制
書面掲示	公的証明書等の特定の場所への掲示を求める規制
往訪閲覧・縦覧	公的情報の閲覧等にあたり訪問を求める規制
FD（フロッピーディスク）等記録媒体の指定	届出・手続等に際して、必要な電子データ等について特定の記録媒体により提出することを求める規制

2 本市における対応

国の取組状況を踏まえ、**本市においてアナログ規制の見直しを実施**することから、**関係条例の整備を行うため、本条例を制定**いたします。

関係条例

川崎市公告式条例

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

川崎市都市公園条例

川崎市屋外広告物条例

併せて、下記の5つの関係規則についても改正を行います。

（参考）関係規則

川崎市公報発行規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

川崎市身体障害者福祉法施行細則

なお、新たな技術の導入が必要な見直しや、小規模事業者に新たな負担を求める見直しについては、今回改正は行わず、技術の普及状況や費用対効果、近隣他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を行うこととしています。

※関係条例の施行期日：

公布の日から施行。ただし「川崎市公告式条例」については規則で定める日。

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年12月16日条例第37号 (入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第14条 無料低額宿泊所の設置者は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 無料低額宿泊所の設置者は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 略</p>	<p>○川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年12月16日条例第37号 (入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第14条 無料低額宿泊所の設置者は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 無料低額宿泊所の設置者は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法</p> <p>8～11 略</p>